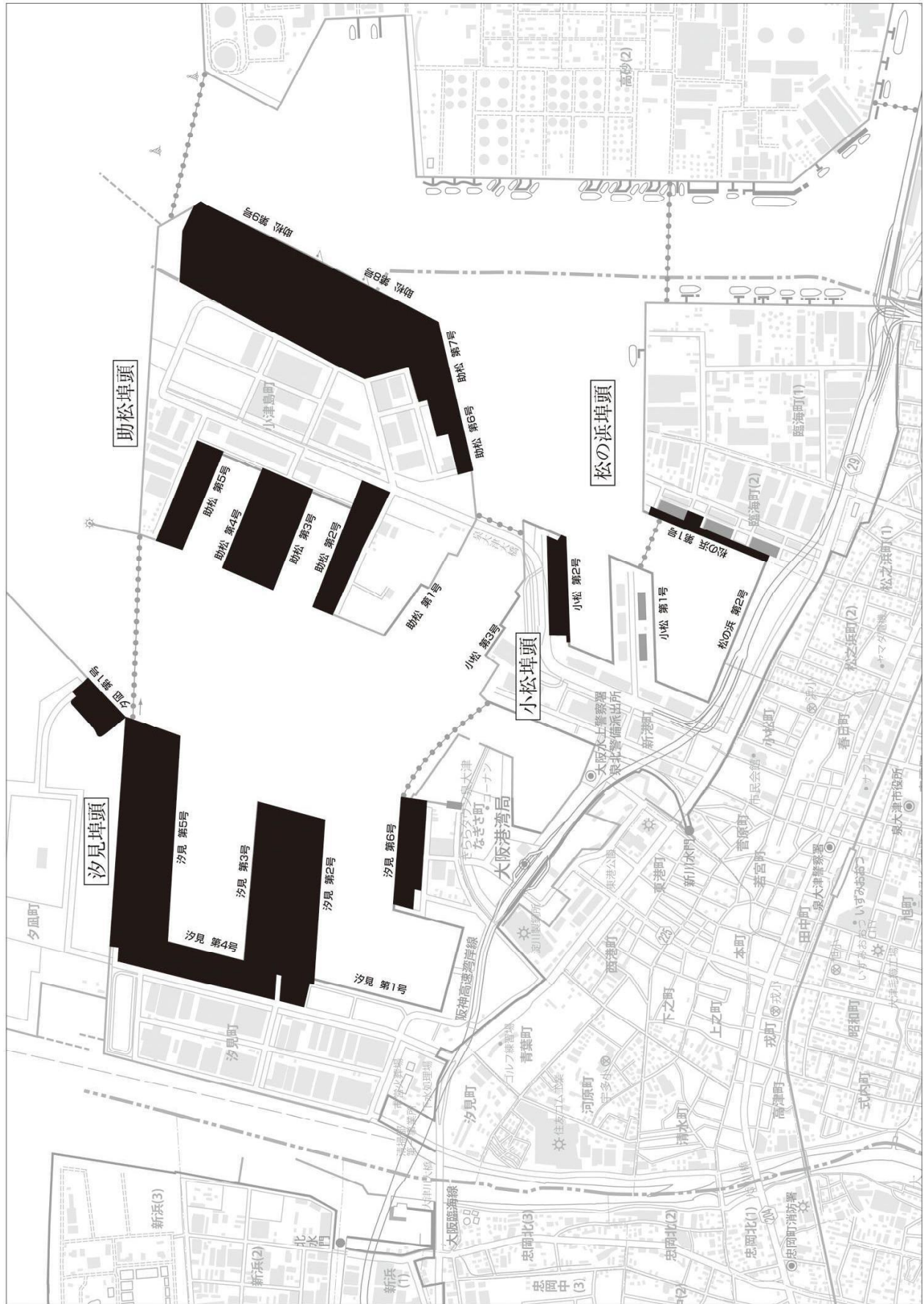
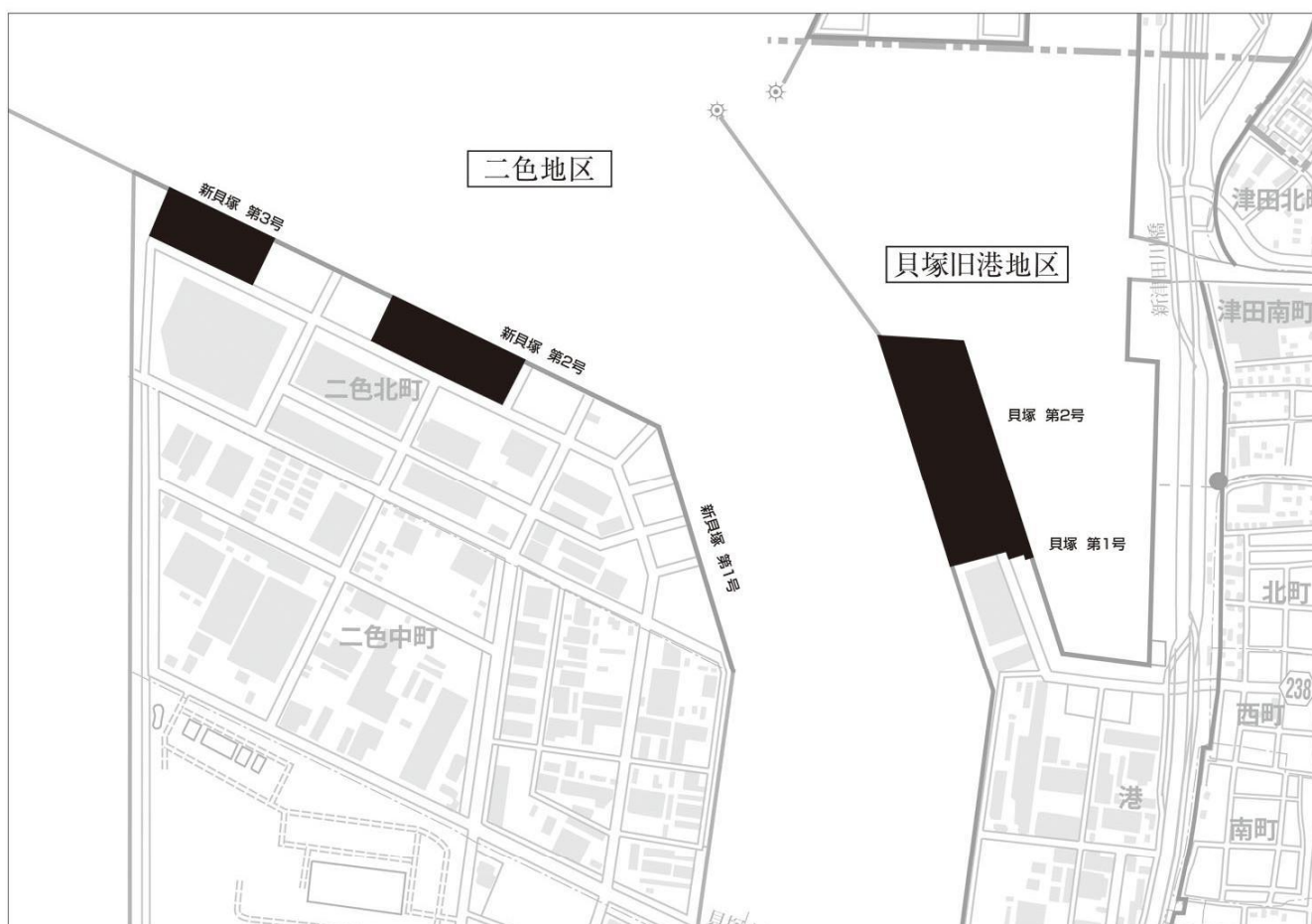
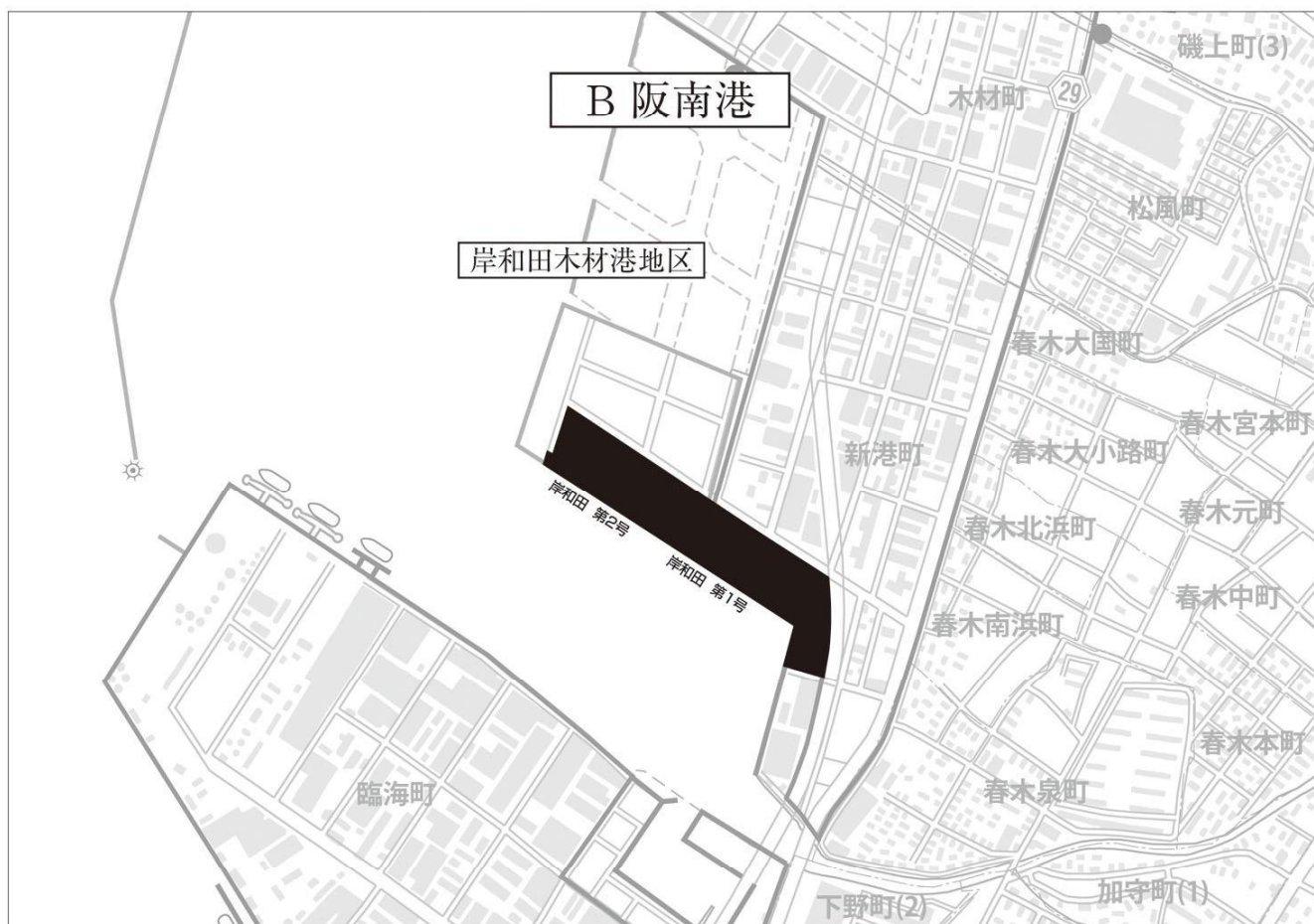






Ⅳ 名 簿

(1) 港湾関係官公庁・関係団体

(令和7年3月現在)

名 称	所 在 地	電 話
財務省		
大阪税関	☎552-0021 大阪市港区築港4-10-3(大阪港湾合同庁舎)	(06)6576-3067
堺税関支署	☎592-8332 堺市西区石津西町20番地(堺港湾合同庁舎)	(072)244-4474
堺税関支署 岸和田出張所	☎596-0012 岸和田市新港町1番地(岸和田港湾合同庁舎)	(072)439-1176
国土交通省		
近畿地方整備局	☎540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41(大手前合同庁舎)	(06)6942-1141
近畿地方整備局 港湾空港部	☎650-0024 神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎)	(078)391-7571
神戸港湾事務所	☎651-0082 神戸市中央区小野浜町7-30	(078)331-6701
大阪港湾・空港整備事務所	☎552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1 大阪ベイタワーオフィス15階	(06)6574-8561
大和川河川事務所	☎582-0009 大阪府柏原市大正2丁目10番8号	(072)971-1381
近畿圏臨海防災センター	☎590-0908 堺市堺区匠町3番2	(072)221-7301
近畿運輸局	☎540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76(大阪合同庁舎第4号館)	(06)6949-6404
第五管区海上保安本部	☎650-8551 神戸市中央区波止場町1-1(神戸第2地方合同庁舎)	(078)391-6551
大阪海上保安監部	☎552-0021 大阪市港区築港4-10-3(大阪港湾合同庁舎)	(06)6571-0221
大阪海上保安監部 堺海上保安署	☎592-8332 堺市西区石津西町20番地(堺港湾合同庁舎)	(072)244-1771
大阪海上保安監部 岸和田海上保安署	☎596-0012 岸和田市新港町1番地(岸和田港湾合同庁舎)	(072)422-3592
関西空港海上保安航空基地	☎549-0001 泉佐野市泉州空港北1番地	(072)455-1235
厚生労働省		
大阪検疫所	☎552-0021 大阪市港区築港4-10-3(大阪港湾合同庁舎)	(06)6571-3521
大阪検疫所 岸和田出張所	☎596-0012 岸和田市新港町1番地(岸和田港湾合同庁舎)	
法務省		
大阪出入国在留管理局	☎559-0034 大阪市住之江区南港北1-29-53	0570-064259
農林水産省		
神戸植物防疫所	☎650-0042 神戸市中央区波止場町1-1(神戸第2地方合同庁舎)	(078)331-2806
神戸植物防疫所 大阪支所	☎552-0021 大阪市港区築港4-10-3(大阪港湾合同庁舎)	(06)6571-0801
動物検疫所 神戸支所	☎651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3(神戸防災合同庁舎)	(078)222-8990
神戸支所 大阪出張所	☎552-0021 大阪市港区築港4-10-3(大阪港湾合同庁舎)	(06)6575-3466
名 称	所 在 地	電 話
大阪港湾局	☎559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 (ATCビルITM棟10階)	(06)6615-7704
泉州港湾・海岸部	☎595-0055 泉大津市なぎさ町6-1 (堺泉北港ポートサービスセンタービル)	(0725)21-1411
建設・施設保全課 深日担当	☎599-0303 泉南郡岬町深日3493	(072)492-2025
大阪都市計画局	☎598-0048 泉佐野市りんくう往来北1番 (りんくうタウン駅ビル東棟1階)	(072)429-9234
大阪水上警察署	☎552-0022 大阪市港区海岸通1-5-1	(06)6575-1234
泉州警備派出所	☎595-0055 泉大津市なぎさ町4-10	(0725)31-1234
佐野港警ら連絡所	☎598-0061 泉佐野市住吉町33-1	(0725)31-1234 (泉州警備派出所)
空港島警ら連絡所	☎549-0001 泉佐野市泉州空港北1番地	(0725)31-1234 (泉州警備派出所)
神戸市港湾局	☎650-0046 神戸市中央区港島中町4-1-1(ポートアイランドビル8階)	(078)595-6266
兵庫県土木部港湾課	☎650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	(078)362-3537

名 称	所 在 地	電 話
堺市産業振興局産業戦略部港湾事務所	☎592-8332 堺市西区石津西町26番地	(072)244-5951
高石市総合政策部まち未来戦略室産業共創課	☎592-8585 高石市加茂4-1-1	(072)265-1001
泉大津市政策推進部地域経済課	☎595-8686 泉大津市東雲町9-12	(0725)51-7588
忠岡町産業住民部産業建築課	☎595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1	(0725)22-1122
岸和田市魅力創造部産業政策課	☎596-8510 岸和田市岸城町7-1	(072)423-9618
貝塚市都市整備部都市計画課	☎597-8585 貝塚市畠中1-17-1	(072)433-7246
堺市消防局	☎590-0976 堺市堺区大浜南町3-2-5	(072)238-0119
泉大津市消防本部	☎595-0024 泉大津市池浦町1-9-9	(0725)21-0119
忠岡町消防本部	☎595-0811 泉北郡忠岡町忠岡北1-1-23	(0725)32-0119
岸和田市消防本部	☎596-0827 岸和田市上松町3-7-21	(072)426-0119
貝塚市消防本部	☎597-0084 貝塚市鳥羽122-1	(072)422-0119
一般社団法人大阪府清港会	☎592-8331 堺市西区築港新町4-3	(072)244-7571
大阪府タグ事業協同組合	☎595-0055 泉大津市なざさ町6-1 (堺泉北港ポートサービスセンタービル8階)	(0725)31-0521
堺泉北埠頭(株) 本社・堺青果センター	☎590-0987 堺市堺区築港南町12	(072)222-0391
// 事業所	☎595-0055 泉大津市なざさ町6-1 (堺泉北港ポートサービスセンタービル9階)	(0725)20-2270
大阪湾広域臨海環境整備センター	☎530-0005 大阪市北区中之島2-2-2(大阪中之島ビル9階)	(06)6204-1721
大阪府立青少年海洋センター	☎599-0301 泉南郡岬町淡輪6190	(072)494-1811
一般社団法人大阪府港湾協会	☎595-0055 泉大津市なざさ町6-1 (堺泉北港ポートサービスセンタービル10階)	(0725)20-0690
堺港湾振興会	☎592-8332 堺市西区石津西町26番地(堺市港湾事務所内)	(072)244-7368
高石港湾振興会	☎592-8585 高石市加茂4-1-1 (高石市総合政策部まち未来戦略室産業共創課)	(072)265-1001
泉大津港湾振興会	☎595-8686 泉大津市東雲町9-12 (泉大津市政策推進部地域経済課内)	(0725)51-7651
岸和田港振興協会	☎596-8510 岸和田市岸城町7-1 (岸和田市魅力創造部産業政策課内)	(072)423-9618
貝塚港湾振興会	☎597-8585 貝塚市畠中1-17-1 (貝塚市都市整備部都市計画課内)	(072)433-7246
大阪湾水先区水先人会	☎650-0042 神戸市中央区波止場町1-5	(078)321-7221
内海水先区水先人会	☎650-0042 神戸市中央区波止場町5-4(中突堤中央ビル4階)	(078)391-7191
公益社団法人近畿海事広報協会	☎552-0021 大阪市港区築港3-7-15(港振興ビル204号室)	(06)6573-6387
大阪船主会	☎530-6125 大阪市北区中之島3-3-23(中之島ダイビル25階)	(06)6446-6500
大阪港運協会	☎552-0021 大阪市港区築港4-9-6(タラッサビル5階)	(06)6572-4601
大阪倉庫協会	☎541-0042 大阪市中央区今橋2-3-21 (今橋藤浪ビル3階)	(06)4256-1434
一般財団法人新日本検定協会 大阪事業所	☎552-0021 大阪市港区築港3-7-15(港振興ビル216号室)	(06)6576-2110
// 堺事業所	☎592-0002 高石市羽衣5-13-14 (中山建設第一ビル2階 201)	(072)262-2188
一般社団法人 全日検 大阪支部	☎552-0021 大阪市港区築港2-8-8	(06)6576-3801
// 大阪支部 堺事務所	☎590-0987 堺市堺区築港南町2番地	(072)238-4788
一般社団法人 日本貨物検数協会 大阪支部	☎552-0021 大阪市港区築港4-11-9	(06)6572-5457
// 堺泉北現業所	☎595-0054 泉大津市汐見町108-21	(0725)22-1736
一般社団法人日本海事検定協会 大阪第一事業所	☎552-0021 大阪市港区築港1-7-18	(06)6574-8521
// 大阪第一事業所 堺事務所	☎592-8335 堺市西区浜寺石津町東1-2-21(宮本ビル1階)	(072)244-2181
// 大阪第二事業所	☎552-0021 大阪市港区築港1-7-18	(06)6599-2371
一般財団法人大阪港湾福利厚生協会	☎552-0021 大阪市港区築港2-6-24	(06)6574-5191
一般財団法人日本穀物検定協会 関西神戸支部	☎651-0084 兵庫県神戸市中央区磯辺通1-1-37	(078)265-1177
一般社団法人大阪府トラック協会	☎536-0014 大阪市城東区嶋野西2-11-2	(06)6965-4000

(2) 防災関係組織

名 称	組 織 の 長	事 務 局
大阪港海難防止対策委員会	大阪港湾局 防災・施設担当部長	公益財団法人海上保安協会大阪支部 【問合せ先】大阪海上保安監部航行安全課 (06)6571-0223 大阪港湾局 海務課 (06)6571-1966
大阪府石油コンビナート等 防災本部	大阪府知事	大阪府政策企画部危機管理室消防保安課 直 通 (06)6944-6653
大阪湾・播磨灘排出油防除協議会	第五管区海上保安本部長	第五管区海上保安本部 (078)391-6551
岸和田水門防災協議会	岸和田市長	岸和田市魅力創造部産業政策課 直通(072)423-9618

(3) 船員、港湾労働者厚生施設

運 営	名 称	所 在 地	施 設 概 要
(一財)大阪港湾 福利厚生協会	堺3区港湾 労働者福祉会館 (休館中)	☎590-0987 堺市堺区築港南町2	鉄筋コンクリート2階建延347㎡
堺 市	船 員 待 合 所	☎592-8332 堺市西区石津西町26	鉄筋コンクリート3階建延476㎡ 1階 船員待合所 通船待合所
(一財)大阪港湾 福利厚生協会	泉北5区港湾 労働者福祉会館	☎595-0075 泉大津市臨海町2-1-1	鉄骨造鋼板葺平屋建329㎡ 事務室 ロビー 会議室 食堂
//	助松埠頭港湾 労働者福祉会館	☎595-0074 泉大津市小津島町7	鉄筋コンクリート平屋建延292㎡ 食堂 ホール
//	汐見港湾労働者 福祉センター	☎595-0054 泉大津市汐見町107	鉄筋コンクリート平屋建延424㎡ 事務室 ロビー 会議室 食堂 (休止中)
//	阪南港木材地区 港湾労働者福祉会館	☎596-0012 岸和田市新港町1-3	鉄筋コンクリート2階建延336㎡ ロビー 会議室 食堂 喫茶 (休止中)
//	貝塚港湾労働者 福祉センター	☎597-0095 貝塚市港25	鉄筋コンクリート2階建延723㎡ 事務室 ロビー 図書室兼資料室 会議室×2室 食堂

V 府営港湾施設使用料金

港 湾 施 設	区 分	金 額	
		外 航 船 舶	外航船舶以外の船舶
浮 棧 橋	係留12時間まで	円 銭 4.20	円 銭 4.52
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに	2.80	3.01
	ただし、定期の旅客船及び自動車航送船に限り1係留ごとに	2.80	3.00
	総トン数1トンにつき		
岸 壁	係留12時間まで	8.93	9.61
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに	5.95	6.40
	ただし、定期の旅客船及び自動車航送船に限り1係留ごとに	1.50	1.60
	総トン数1トンにつき		
物 揚 場	1. 一級地		
	係留12時間まで	6.30	6.75
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに	4.20	4.50
	総トン数1トンにつき		
	2. 二級地		円 銭
	(1) 一般使用		2.82
	(2) 専用使用		84.80
	1平方メートル1日につき		
荷 役 機 械	1台1時間につき	80,096.00	
	ただし、1時間を超えるときは、その超過時間30分までごとに1台につき	40,048.00	
荷 さ ば き 地	1. 一般使用		円 銭
	係留12時間まで		11.74
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに		6.92
	ただし、定期の旅客船及び自動車航送船に限り1係留ごとに		4.68
	総トン数1トンにつき		3.61
	2. 専用使用		2.54
	係留12時間まで		352.40
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに		208.00
	ただし、定期の旅客船及び自動車航送船に限り1係留ごとに		140.80
	総トン数1トンにつき		108.70
	3. 港湾管理者の設置する上屋の屋上に工作物を設置する専用使用		78.90
	係留12時間まで		70.30
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに		
	総トン数1トンにつき		
一 体 使 用 荷 さ ば き 地	1. 基本料		
	(1) コンテナ船（セミコンテナ船を含む。以下同じ。）		
	係留24時間までごとに	5,339.00	
	係留24時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに	34,174.00	
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに	51,262.00	
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに	68,348.00	
	(2) コンテナ船以外の船舶（係留日、その前日又は離係日の翌日に使用する場合）		
	係留12時間まで	11.74	
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに		
	総トン数1トンにつき		
荷 さ ば き 地 附 属 事 務 所	1. 一般使用		円 銭
	係留12時間まで		16.01
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに		24.54
	総トン数1トンにつき		
冷 凍 コンテナ 用 コンセント	1. 20フィートコンテナのため使用するとき	3,096.00	
	2. 40フィートコンテナのため使用するとき	5,018.00	
木 材 整 理 場	1. 使用期間が搬入の日から起算して20日以内の場合	12.70	
	2. 使用期間が搬入の日から起算して20日を超え30日以内の場合	21.10	
	3. 使用期間が搬入の日から起算して30日を超え40日以内の場合	30.80	
	4. 使用期間が搬入の日から起算して40日を超え60日以内の場合	51.10	
	5. 使用期間が搬入の日から起算して60日を超える場合	51.10円に60日を超える日数が 20日までごとに51.10円を加算 した額	
	1平方メートルにつき		
貯 木 場	1平方メートル1月につき	12.70	
野 積 場 及 び 附 属 用 地	1. 一般使用		円 銭
	係留12時間まで		3.72
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに		2.54
	ただし、定期の旅客船及び自動車航送船に限り1係留ごとに		2.01
	総トン数1トンにつき		1.80
	2. 専用使用		113.00
	係留12時間まで		78.90
	係留12時間を超えるとき、その超過時間12時間までごとに		60.80
緑 地	1. 多目的広場		
	(1) 堺市堺区匠町に存するもの以外のもの	3,200.00	
	(2) 堺市堺区匠町に存するもの	4.00	
	2. テニスコート	1,200.00	
上 屋	1. 一般使用		円 銭
	(1) 搬入の日から起算して5日目までの間		11.10
	イ. くんじょう設備付きのもの		6.90
	ロ. その他のもの		
	(2) 搬入の日から起算して6日目以後15日目までの間		22.30
	イ. くんじょう設備付きのもの		14.00
	ロ. その他のもの		
	(3) 搬入の日から起算して16日目以後30日目までの間		44.70
	イ. くんじょう設備付きのもの		28.40
	ロ. その他のもの		
	(4) 搬入の日から起算して31日目以後搬出の日までの間		89.50
	イ. くんじょう設備付きのもの		56.90
	ロ. その他のもの		
	1平方メートル1日につき		

港 湾 施 設	区 分	金 額	
		外 航 船 舶	外航船舶以外の船舶
上 屋	2. 専用使用 (1) くんじょう設備付きのもの……………1平方メートル1月につき (2) その他のもの……………	円 銭 952.50 606.50	
上 屋 附 属 所 事 務 所	1. 一般使用……………1平方メートル1日につき 2. 専用使用……………1平方メートル1月につき	31.00 935.50	
船 舶 給 水 施 設	直接給水……………1立方メートルにつき ただし、自動給水施設を使用した場合100リットルにつき	550.00 55.00	592.00 59.20
船 舶 廃 油 処 理 施 設	(1) 水バラスト……………1立方メートルにつき (2) ビルジ……………1立方メートルにつき (3) コレクトオイル……………0.2立方メートルにつき	150.00 1,500.00 750.00	160.00 1,618.00 808.00
臨 港 道 路	第一種電柱……………1本1年につき	市の区域 1,700	町の区域 1,000
	第二種電柱……………1本1年につき	2,700	1,600
	第三種電柱……………1本1年につき	3,700	2,200
	第一種電話柱……………1本1年につき	1,500	970
	第二種電話柱……………1本1年につき	2,500	1,500
	第三種電話柱……………1本1年につき	3,500	2,100
	標柱（自動車停留所の標柱等）……………1本1年につき	1,900	1,200
	公衆電話所……………1個1年につき	2,400	1,500
	地下埋設物（ガス管、上下水道管その他これらに類するもの）		
	(1) 外径40センチメートル未満のもの……………1メートル1年につき	320	200
	(2) 外径40センチメートル以上1メートル未満のもの……………1メートル1年につき	810	500
	(3) 外径1メートル以上のもの……………1メートル1年につき	1,600	1,000
	地下構造物（マンホール等）……………1平方メートル1年につき	2,400	1,500
	高架構造物（起重機等）……………1平方メートル1年につき	1,790	1,120
	仮設物（工事用板囲い、足場等）……………1平方メートル1月につき	530	280

備 考

1. 物揚場、荷さばき地、野積場及び附属用地の級地別は、知事が公示して定める。
2. 外航船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。
3. 浮桟橋、岸壁、物揚場、荷さばき地、一体使用荷さばき地、冷凍コンテナ用コンセント、野積場、附属用地又は緑地に電柱、電話柱、標柱、公衆電話所、地下埋設物、地下構造物又は高架構造物を設けるため使用する場合は、臨港道路を使用する場合の使用料と同額とする。
4. 「第一種電柱」とは、電柱(支柱、支線柱及び当該電柱に設備される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考4において同じ。)を支持するものを、「第二種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
5. 「第一種電話柱」とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考5において同じ。)を支持するものを、「第二種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
6. 期間の計算については、係船浮標に係るものにあつては12時間に満たない端数は12時間とし、月を単位とするものにあつては1月に満たない端数は1月とし、年を単位とするものにあつては1年に満たない期間は月割計算(1月に満たない端数は1月とする。)によるものとする。
7. 長さ、面積等の計算については、1メートルに満たない端数は1メートル、1平方メートルに満たない端数は1平方メートル、1立方メートルに満たない端数は1立方メートル、1トンに満たない端数は1トンとする。
8. 使用期間が1月に満たない場合における臨港道路の使用料の額は、金額の欄に定める金額に、当該使用期間に相当する期間を区分の欄又は単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

名 称	区 分	単 位	金 額	
水域占用料	工作物の設置を伴うもの (管等は除く)	荷役機械、棧橋等	1平方メートル1年	680
		仮設工作物	1平方メートル1月	440
	工作物を設置しないもの	船舶係留、木材係留等	1平方メートル1年	400
		外径40センチメートル未満のもの	1メートル1年	320
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		810
		外径1メートル以上のもの		1,600
	公共空地において、管等を埋設し、又は架設するもの	外径40センチメートル未満のもの	1メートル1年	市の区域 320
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		町の区域 200
		外径1メートル以上のもの		810
		外径1メートル以上のもの		500
土砂採取料		1立方メートル	300	

備 考

1. 長さ、面積又は容積の計算については、1メートルに満たない端数は1メートル、1平方メートルに満たない端数は1平方メートル又は1立方メートルに満たない端数は1立方メートルとする。
2. 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
3. 占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、金額の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。
4. 1件の占用料の額が100円に満たないものは100円とし、その額が100円を超える場合においてその額に100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とする。

	区 分	単 位	金 額
入 港 料	外 航 船 舶	入港1回総トン数1トン	円 銭 2.50
	内 航 船 舶	入港1回総トン数1トン	1.33
	外航船舶及び内航船舶を除く船舶	入港1回総トン数1トン	2.67

備 考

1. 「外航船舶」とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。
2. 「内航船舶」とは、内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第1項に規定する内航運送の用に供される船舶その他規則で定める船舶をいう。
3. 総トン数に1トン未満の端数があるときは、その端数は1トンとして計算するものとする。
4. 同一船舶の同一港湾における徴収は1日1回、1ヶ月10回を限度とする。(11回目以降は非徴収)

VI 港湾施設の状況

A 堺泉北港

(1) 航 路

堺		航	路	： 巾員 250m	水深 -10.0m	延長 6,850m
				(一部 300m)	(一部 -12.0m)	
浜	寺	航	路	： 巾員 300m	水深 -16.0m	延長 6,800m
大	津	航	路	： 巾員 300m	水深 -12.0m	延長 2,200m
大	津	南	航	路	： 巾員 300m	延長 3,000m

(2) 水域施設

泊地面積

北	泊	地	550,000㎡	大	津	南	泊	地	1,882,000㎡
西	泊	地	1,850,000㎡	堺	津	新	旧	港	616,000㎡
南	泊	地	2,120,000㎡	堺	大	津	旧	港	118,000㎡
浜	寺	泊	5,442,000㎡	泉	大	津	外	計	153,000㎡
(浜 寺 水 路			2,700×200= 540,000㎡)						70,555,000㎡
助 松 地 区 泊 地			43,871㎡						86,069,871㎡
大 津 泊 地			2,200,000㎡						

(3) けい船岸

公共岸壁及び物揚場

名 称	延 長	水 深	エプロン幅	制限負荷重量 (一平方メートル当たり)	能 力		給 水		バース信号
					船 型 (D.W.T)	隻 数	口 数	能力(トン/時)	
塩 浜 第 1 号 岸 壁	360m	— 7.0m	15m	2.5トン	4,000トン	3隻			P・N
大 浜 第 1 号	60	— 4.5	18	2.5	700	1			P・N
〃 〃 2 号	270	— 5.5	18	2.5	2,000	3			P・N
〃 〃 3 号	240	— 7.0	18	2.5	4,000	2			P・N
〃 〃 4 号	165	— 9.0	18	2.5	10,000	1			P・N
〃 〃 5 号	370	— 10.0	20	2.5	15,000	2	3	各 40	P・N
〃 〃 6 号	130	— 7.5	20	2.5	5,000	1	1	40	P・N
堺 浜 第 1 号	130	— 7.5	20	2.5	5,000	1			
松 の 浜 第 1 号	450	— 5.5	16	1.5	2,000	5			
〃 〃 2 号	450	— 5.5	15	2.5	2,000	5			
小 松 第 1 号	360	— 5.5	15	1.5	2,000	4			
〃 〃 2 号	390	— 7.5	20	1.5	5,000	3	3	各 20	
〃 〃 3 号	230	— 5.5	15	1.5	2,000	2			
助 松 第 1 号	280	— 9.0	20	2.5	10,000	1	1	20	
〃 〃 2 号	390	— 7.5	20	2.5	5,000	3	2	各 20	
〃 〃 3 号	390	— 7.5	20	2.5	5,000	3			
〃 〃 4 号	390	— 7.5	20	2.5	5,000	3	4	各 20	
〃 〃 5 号	390	— 7.5	20	2.5	5,000	3	1	20	
〃 〃 6 号	180	— 5.5	15	2.5	2,000	1			
〃 〃 7 号	390	— 7.5	20	2.5	5,000	3	4	各 20	
〃 〃 8 号	480	— 12.0	20	2.5	30,000	2	4	各 20	
〃 〃 9 号	300	-12.0(計画-14)	40	2.5	30,000(計画50,000)	1			
汐 見 第 1 号	480	— 4.5	15	2.5	700	8			
〃 〃 2 号	555	— 10.0	20	2.5	15,000	3	6	各 80	
〃 〃 3 号	555	— 10.0	21	2.5	15,000	3	6	各 80	
〃 〃 4 号	260	— 7.5	20	2.5	5,000	2	2	各 20	
〃 〃 5 号	720	— 12.0	20	3.0	30,000	3	6	各 80	
〃 〃 6 号	370	— 10.0	20	2.5	15,000	2	4	各 80	
夕 風 第 1 号	260	— 11.0	20	3.0	18,000	1	2	各 20	
小 計	9,995					75	49		
塩 浜 第 1 号 物 揚 場	158	— 3.0	8	1.5					
〃 〃 2 号	333	— 2.5	11	1.0					
〃 〃 3 号	250	— 2.5	11	1.0					
大 浜 第 4 号	60	— 4.0	8	1.5					
小 松 第 1 号	550	— 4.0	10	1.5					
〃 〃 2 号	210	— 4.0	10	1.5					
〃 〃 3 号	170	— 4.0	10	1.5					
〃 〃 4 号	400	— 4.0	10	1.5					
〃 〃 5 号	150	— 4.0	10	1.5					
〃 〃 6 号	170	— 4.0	10	1.5					
汐 見 第 2 号	400	— 4.0	10	1.5					
〃 〃 3 号	320	— 4.0	10	1.5					
助 松 第 1 号	250	— 4.0	10	1.5					
〃 〃 2 号	170	— 4.0	12	1.5					
な ぎ さ 第 1 号	170	— 4.0	12	1.5					
〃 〃 2 号	375	— 3.9		1.5					
小 計	4,136					—	—		
合 計	14,131					75	49		

(注1)：「能力」の表記上は、一般貨物を対象とする

(4) 私設けい船岸

大型けい船岸 (500D.W.T以上)

()内は減載トン数

施 設 の 名 称	延 長	水 深 (O.P)	能 力		給 水		備 考 (施設記号)	
			船 型(D.W.T)	隻 数	口 数	能力(トン/時)		
	m	m	トン	隻	ヶ	トン		
日 本 製 鉄 輸出岸壁	220	－ 9.0	35,000	1			} 2－A	
大形製品岸壁	300	－ 6.0	5,000	2				
熱延製品岸壁	193	－ 7.5	5,000 1,000	1				
資材揚岸壁	183	－ 6.0	2,300	2				
重油岸壁	100	－ 6.0	3,000	1				
大木組・三石組	150	－ 5.5	2,000 1,131	1				
日本ノボパン工業チップ棧橋	ドルフィン 13	－ 4.5	1,500	1			2－F	
太平洋セメント棧橋	ドルフィン 10	－ 7.5	10,000	1	2	各 7	2－D	
日鉄高炉セメント棧橋	31	－ 4.6	1,500	1				
三幸金属工業所第一荷役棧橋	ドルフィン 66	－ 4.6	1,000	1	1	各 20	2－G	
共英マテリアル棧橋	78	－ 5.0	1,000	1			2－H	
三幸金属工業所第二荷役棧橋	140	－ 6.0	3,000	1			2－K	
IHIインフラシステム荷役岸壁	245	－ 5.5	2,000	1				
日鉄物流(株)荷役岸壁(A)	26	－ 4.5	1,000	1			} 2－P	
荷役岸壁(B,C)	145	－ 5.0	2,300	1	1	10		
荷役岸壁(D)	50	－ 5.0	2,000	1	2	各 16		
荷役岸壁(E)	100	－ 6.0	2,000	1				
日 本 製 鉄 重油棧橋	ドルフィン 53	－ 4.5	700	1				
日 本 製 鉄 棧橋	ドルフィン 35	－ 4.5	1,000	3			2－T	
第1荷役用岸壁	122	－ 6.5	4,000	1	1	10	} 2－U	
第2荷役用岸壁	92	－ 5.5	2,100	1	2	各 30		
関西電力揚油棧橋	ドルフィン 20	－ 6.0	3,000	1			2－V	
住友大阪セメント棧橋	ドルフィン 49	－ 7.0 8,900 3,000	8,900 3,000	1			} 2－W	
カナデビア堺重工業 北岸壁	70	－ 5.0	1,000	2				
南岸壁	60	－ 4.0	500	1				
山大興業岸壁	190	－ 10.0	9,000	1				
ONOKEN 北岸壁Ⅰ	135	－ 9.0	10,000				2－X	
北岸壁Ⅱ	197	－ 10.0	10,000					
東岸壁	190	－ 10.0	5,000					
IHIインフラシステム鋼材入出荷棧橋	197	－ 10.0	1,700					
花王岸壁	246	－ 6.5	618					
オ ー ナ ミ 荷役岸壁1号	ドルフィン 42	－ 5.5～9	2,200	1			} 2－Y	
2号	39	－ 5.5～9	2,200	1				
日清物流棧橋	152	－ 11.0	25,000	1			2－Z	
JFE物流岸壁	402	－ 6.5	3,000 6,200	2 1	} 3	各 20	3－A	
JFE物流荷役棧橋	ドルフィン	－ 5.3	2,520	1		1	5	3－B
マツダ(株)堺流通センター棧橋	150	－ 6.5	3,200	1	2	各 10	3－C	
日鉄神鋼シャーリング荷役棧橋	118	－ 7.0	4,000	1			3－D	
KHネオケム危険物荷役棧橋	ドルフィン 23	－ 6.1	1,000	1	1	12	3－E	
関西電力(株)堺 LNGセンター LNG棧橋	470	－ 13.65	101,000	1	1	10	} 7－B	
重油棧橋	105	－ 11.00	2,000	1	－	－		
コスモ石油 原油棧橋	ドルフィン 410	－ 20.0	275,000(314,014)	2	2	各 30	7－A	
30号棧橋(危険物)	113	－ 7.0	3,000	4	2	各 20	} 3－F	
40号棧橋(危険物)	113	－ 7.0	3,000	4	5	各 20		
50号棧橋(危険物)	113	－ 8.0	5,000	4	5	各 20		
60号棧橋(危険物)	113	－ 8.0	7,500	2	5	各 20		
70号石油コークス出荷棧橋	116	－ 5.5	2,500	1	1	20		
20号棧橋(危険物)	ドルフィン 23	－ 5.0	1,000	1			} 3－G	
90号東棧橋(危険物)	44	－ 4.5	1,200	1	} 2	} 各 15		
90号西棧橋(危険物)	62	－ 4.5	600	1				
日本酢ビ・ポパール荷役用棧橋	ドルフィン 42	－ 5.5	2,000	1	1	各 2	3－I	
UBE(株) A2棧橋	110	－ 9.0	12,000(20,000)	1	2	各 20	} 3－J	
B棧橋	ドルフィン 32	－ 9.0	1,500	1	1	20		
C棧橋	53	－ 9.0	500 900	2	1	20		
内外輸送受入棧橋	ドルフィン 42	－ 6.6	2,000	1	1	150	4－B	
ライオン(株) 堺 1号棧橋	34	－ 6.6	1,200	1			4－C	
辰 巳 商 会 堺ケミカルターミナル	ドルフィン 44	－ 6.6	2,500	1			4－D	
岩谷液化ガスターミナル中央棧橋	ドルフィン 329	－ 14.5	66,000 2,500	1 2	9	30	4－E	
岩谷・辰巳2号棧橋	ドルフィン 176	－ 14.5	10,000	1			4－E	
三菱UFJ信託銀行(株) 入出荷棧橋	40	－ 6.2	2,000	1			4－F	
横河ブリッジ 荷役棧橋	131	－ 4.0	1,600(3,000)	1	2	各 4		

()内は減載トン数

施 設 の 名 称	延 長	水 深 (O.P.)	能 力		給 水		備 考 (施設記号)
			船 型(D.W.T)	隻 数	口 数	能力(トン/時)	
丸紅エネックス重油棧橋A	ドルフィン 94	m -15.8	トン 85,000(113,000)	1	ケ 1	トン 20	} 4-J
化成品棧橋	ドルフィン 81	- 5.0	5,000 1,000	2 1	1	20	
丸 一 鋼 管 荷役岸壁	35	- 5.0	1,000	1			} 4-K
2号岸壁	90	- 5.0	1,000	1	1	1	
3号岸壁	70	- 5.5	2,000	1	1	8	
UBE三菱セメント荷役棧橋	ドルフィン 48	- 9.5	15,600	1			4-L
ENEOS堺製油所原油棧橋	ドルフィン 110	-17.0	314,250	1	1	30	} 4-O
出荷棧橋(B ₁₋₂)	113	- 9.4	8,043	1	1	15	
出荷棧橋(B ₇)	50	- 5.5	1,300	1	1	20	
出荷棧橋(B ₈)	35	- 5.5	500	1	1	20	
出荷棧橋(B ₉₋₁₀)	50	- 8.7	2,000 500	1 1	} 1	20	
出荷棧橋(B ₁₁₋₁₂)	50	- 8.7	2,000 500	1 1		20	
出荷棧橋(B ₁₃)	50	- 8.7	3,500	1	1	20	
出荷棧橋(B ₁₄)	25	- 6.0	2,000	1			} 4-N
出荷棧橋(B ₁₅)	33	-12.0	2,500	1			
Daigas ガスアンドバワースリユーション 泉北製造所第1工場主棧橋 ・ ENEOS堺N5棧橋/南棧橋	ドルフィン 33	-14.0	3,000	2	2	各 20	4-P
Daigas ガスアンドバワースリユーション 泉北製造所第1工場主棧橋 ・ ENEOS堺C6棧橋	100	-14.0	54,000	1			
三井化学肥料棧橋	414	-16.0	100,000 20,000	1 1	} 9	各 10	} 4-Q
東1号棧橋	26	- 5.5	1,500	1	1	20	
東2号棧橋	26	- 5.5	1,500	1	1	20	
東3号棧橋	26	- 5.5	1,500	1	1	20	
西3~5号棧橋	39	- 5.5	1,500×3	3	2	各 30	4-R
三井化学大阪工場 西1号棧橋	35	- 5.5	1,500	1	1	30	} 4-S
西2号棧橋	32	- 5.5	1,500	1	2	各 30	
ENEOS大阪事業所原油棧橋	ドルフィン 355	-16.0	150,000	2	2	各 40	4-U
C棧橋	129	- 8.5	8,000	1	1	20	
1号棧橋	ドルフィン 25	- 6.0	1,500	1			
2号棧橋	ドルフィン 25	- 6.0	1,500	1			
3号棧橋	ドルフィン 25	- 6.0	3,000	1			
4号棧橋	64	- 6.0	600	2	1	15	
5号棧橋	65 40	- 4.5 -16.0	600 5,000	2 1	} 2	各 25	
8号棧橋	65 40	- 4.5 -16.0	600 3,000	1 2		各 10	
9号棧橋	65 40	- 4.5 -16.0	600 3,000	1 2	} 1	20	
10号棧橋	65 40	- 4.5 -16.0	600 5,000	1 2		各 10	
ENEOS大阪事業所 D棧橋	ドルフィン 38	- 8.5	3,600	1			4-V
E棧橋	ドルフィン 50	- 8.5	6,500	1			
双和運輸 荷役用棧橋	20	- 4.6	1,500	1			4-W
Daigas ガスアンドバワースリユーション 泉北製造所第2工場 LNG第1棧橋	ドルフィン 445	-14.0	101,000	1			4-Z
副棧橋	ドルフィン 54	-10.0	5,000	1			
LNG第2棧橋	ドルフィン 440	-14.0	78,988	1			6-A
栄運輸工業荷役棧橋	52	- 6.0	500	1	1	20	
太陽エコブロックス(株)骨材棧橋	97	- 6.0	2,000	1			
日鉄建材棧橋	ドルフィン 62	-15.0	500	2			
高石ケミカル棧橋	119	-13.5	8,500	1	1	15	
高石埠頭飯坂棧橋	194	-14.0	70,000	1	2	各 5	
豊国石油荷役用棧橋	ドルフィン 32	- 4.5	500(1,380)	1			
神戸製鋼所荷役用岸壁	116	- 5.0	1,000	1	1	15	
高砂金属工業(株)荷役用ドルフィン	52	- 5.0	500	1			
麻生セメント棧橋	ドルフィン 93	- 6.5	5,000	1			
(株)ハーモニックス棧橋	ドルフィン 70	- 9.0	10,000	1	1	20	
大阪アサノコンクリートドルフィン棧橋	ドルフィン 25	- 6.0	1,000	1			
要薬品棧橋	ドルフィン 25	-10.4	2,000	1	1		
//	ドルフィン 40	- 5.0	998	1			
ミリオ化学棧橋	ドルフィン 26	- 8.0	700	1		1.5	
吉田鋼業荷役用ドルフィン	ドルフィン 26	- 6.0	1,500	1			
紅忠コイルセンター(株)荷役ドルフィン	ドルフィン 29	- 6.0	1,500	1			
阪本薬品荷役用棧橋	ドルフィン 43	- 5.0	1,260	1			
昭和澀青工業・KOC共有棧橋	ドルフィン 47	- 5.5	2,000(2,300)	1			
UBE三菱セメント荷役用棧橋	ドルフィン 41	- 6.5	4,000	1	1	20	
眞壁マテリアル資材荷揚げ用棧橋	34	- 7.2	6,000	1	1	10	